

○自動車運転代行業関係事務取扱規程

平成14年6月26日
公安委員会規程第5号

〔沿革〕平成17年9月公安委員会規程第4号、18年5月第3号、27年3月第1号、28年3月第3号、6月第6号改正

自動車運転代行業関係事務取扱規程を次のように定める。
自動車運転代行業関係事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務に関し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者等に係る添付書類)

第2条 規則第4条第1項ハの書面は、茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号。以下「道路交通法施行細則」という。）第14条第2項の修了証とするものとする。
2 規則第4条第1号ニ又は同条第2号ハの書面は、道路交通法施行細則第15条第2項の安全運転管理者等資格認定書とするものとする。

(認定の拒否の通知)

第3条 法第5条第3項の規定による通知は、認定に関する通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

(認定に関する協議)

第4条 法第5条第4項の規定による協議は、認定に関する協議書（別記様式第2号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第5条 法第7条第1項の規定による認定の取消しは、認定取消し通知書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。
2 法第7条第2項の協議は、認定取消しに関する協議書（別記様式第4号）により行うものとする。

(変更の届出に係る通知)

第6条 法第8条第2項の規定による通知は、変更届出に関する通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

(認定証の返納等)

第7条 法第9条第1項又は第2項の規定により認定証の返納を受けるときは、認定証返納届（別記様式第6号）を提出させるものとする。
2 法第9条第3項の規定による通知は、認定証の返納に関する通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

(道路交通法の規定の読替え適用による指示等)

- 第8条 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第1項の規定による指示は、指示書（別記様式第8号）を交付して行うものとする。
- 2 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定による指示は、指示書（別記様式第10号）を交付して行うものとする。
- 3 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定による指示は、指示書（別記様式第11号）を交付して行うものとする。
- 4 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定による命令は、安全運転管理者解任命令書（別記様式第12号）又は副安全運転管理者解任命令書（別記様式第13号）を交付して行うものとする。
- 5 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項又は法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項の規定による命令は、自動車使用制限命令書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。

(報告及び資料の提出要求)

- 第9条 法第21条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告・資料提出要求書（別記様式第15号）により行うものとする。

(身分証明書の様式)

- 第10条 法第21条第3項の証票は、身分証明書（別記様式第16号）とする。

(指示)

- 第11条 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示は、指示書（別記様式第17号）を交付して行うものとする。
- 2 法第22条第1項の規定による通知は、指示に関する通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

(営業の停止)

- 第12条 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による命令は、営業停止命令書（別記様式第19号）を交付して行うものとする。
- 2 法第23条第3項の規定による協議は、営業停止協議書（別記様式第20号）により行うものとする。

(営業の廃止)

- 第13条 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による命令は、営業廃止命令書（別記様式第21号）を交付して行うものとする。
- 2 法第24条第2項の規定による協議は、営業廃止命令に関する協議書（別記様式第22号）により行うものとする。

(注意)

- 第14条 交通部長は、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者、副安全運転管理者若しくは運転代行業務従事者が関係法令に違反した場合において、公安委員会が別に定める法又は法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法の規定による指示を行う基準には該当しないが自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に資するため必要があると認められるときは、自動車運転代行業者に注意書（別記様式第23号）を交付して注意するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか自動車運転代行業に係る事務手続に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月15日公安委員会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年5月18日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公安委員会規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規程の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月29日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年6月29日から施行する。

茨城県公安委員会（ ）指令第 号

認定に関する通知書

住 所
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので、同法第5条第3項の規定により通知します。

年 月 日

茨城県公安委員会 印

理由

（不服申立てに係る教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

認定に関する協議書

茨城県知事 殿

茨城県公安委員会印

年 月 日付けで別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定により別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称

- 2 予定している処分の内容

- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

茨城県公安委員会（ ）達第 号

認定取消し通知書

認定年月日

認定証番号

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

年 月 日

茨城県公安委員会 印

理由

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

認定取消しに関する協議書

茨城県知事 殿

茨城県公安委員会印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定により協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

茨城県知事 殿

茨城県公安委員会印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により次のとおり変更の届出がなされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項の規定により通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

認 定 証 返 納 届

茨城県公安委員長 殿

住 所
氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項第2項の規定により認定証を返納します。

第 号
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

茨城県知事 殿

茨城県公安委員会印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により次のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項の規定により通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先

茨城県公安委員会（ ）達第 号

指 示 書

住 所
氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
自動車登録(車両)番号	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するために必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反したときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限命令又は法第23条第1項若しくは第25条第2項第2号の規定による営業停止の命令を受けることがあります。

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

指 示 書

住 所
氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示します。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 

指示に係る自動車	主たる営業所の所在地	
	自動車登録(車両)番号	
指示事項	など過積載運転行為を防止するために必要な措置を講ずること。	
指示の理由		

(注意)

この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による自動車の使用制限命令を受けることがあります。

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

指 示 書

住 所
氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
自動車登録(車両)番号	
指示事項	など過労運転を防止するために必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による自動車の使用制限命令を受けることがあります。

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

安全運転管理者解任命令書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、次の安全運転管理者の解任を命じます。

年 月 日

茨城県公安委員会 印

1 安全運転管理者

2 解任する理由

（不服申立てに係る教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

副安全運転管理者解任命令書

住 所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2第6項の規定に基づき、次の副安全運転管理者の解任を命じます。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

1 副安全運転管理者

2 解任する理由

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

自動車使用制限命令書

住 所
氏 名 殿
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される
第75条第2項
道路交通法 の規定に基づき、次のとおり車両の使用制限を命じます。
第75条の2第1項

年 月 日

茨城県公安委員会 印

使用制限車両	使用の本拠の 名称及び位置	
	自動車登録 (車両)番号	
運転禁止の期間		
運転禁止の理由		
備 考		

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

報 告 要 求 書
資 料 提 出

住 所
氏名又は名称

殿

茨城県公安委員会印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条の規定に基づき、次の事項について

年 月 日までに報告を求めます。
資料提出

報告・資料提出すべき事項

（表）

第 号
身 分 証 明 書
写真
官職 氏名
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。
年 月 日
茨城県公安委員会印

54.0
ミリ

----- 85.6 -----
ミリ

（裏）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）
（抜粋）
（報告及び立入検査）
第21条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

指 示 書

住 所
氏名又は名称

殿

第22条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

の規定に基づき、次の

第25条第2項第1号

とおり指示します。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

指示事項

理由

（不服申立てに係る教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

指示に関する通知書

茨城県知事 殿

茨城県公安委員会印

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項
第25条第2項第

1号の規定に基づき指示を行ったので、同法第22条第1項の規定により次のとおり通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

指示年月日	
指示事項	
指示の理由	
その他参考事項	

※ 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所
氏名又は名称 殿

第23条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の規定に基づき、次の
第25条第2項第2号

とおり自動車運転代行業の停止を命じます。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 理由

（不服申立てに係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号 年 月 日
営業停止命令に関する協議書
茨城県知事 殿
茨城県公安委員会印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 第25条第2項第2号の規定に基づき次のと おり営業停止命令を行う予定があるので、同法第23条第3項の規定により協議します。 意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。 期日までに回答がない場合は、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。
1 営業停止命令の対象となった自動車運転代行業者
(1) 認定年月日
(2) 認定証番号
(3) 氏名又は名称
(4) 住所
2 営業停止命令の内容
別紙のとおり
取扱者の氏名及び連絡先

別紙

命令年月日 (予定)	
営業停止命令の内容	
営業停止命令を行う理由	
その他参考事項	

※ 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

茨城県公安委員会（ ）達第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称

殿

第24条第1項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

の規定に基づき、自動

第25条第2項第3号

車運転代行業の廃止を命じます。

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会 印

理由

（不服申立てに係る教示）

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

茨城県知事 殿

茨城県公安委員会印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律^{第24条第1項}第25条第2項第3号の規定に基づき次のとおり営業廃止命令を行う予定があるので、同法第24条第2項の規定により協議します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合は、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

注 意 書

住 所

氏名又は名称

殿

茨城県公安委員会印

あなたの経営する自動車運転代行業に関し、下記の行為を確認しました。

このような行為は関係法令の規定に違反しますので、直ちに改善措置を講じ、今後このような行為を行わないよう厳重に注意します。

なお、今後このような行為をした場合には、さらに必要な措置をとることがあることを申し添えます。

記

（違反行為の概要及び関係法令の規定について記載すること。）

取扱者の氏名及び連絡先